

(法第 28 条第 1 項関係「前事業年度の事業報告書」)

平成 28 年度の実業報告書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人国際環境整備機構

1 事業の成果

以下の事業を実施した。

- ① ベトナムにおける枯葉剤被害者救済のための新たな取り組みを開始した。
- ② 委託事業として各国の経済事情調査活動を開始した。
- ③ 昨年の平成 27 年に、モンゴルにおける新たな事業として自動販売機による飲料水供給事業起こしに協力したが、軌道に乗ったので 28 年度は、その拡大に努めた。
- ④ モンゴルのウランバートル市内のアマラ診療所と提携し日本への人間ドック受診事業が進むように準備を進め京都の武田病院と提携契約を行い事業を進めた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位： 千円)
① 自然環境及び生活環境整備事業並びに文化、芸術、教育やスポーツ振興事業	ベトナムにおける枯葉剤被害者救済ためにベトナムの医療関係者を迎えてシンポジウムを開催。	A) 平成 29 年 3 月 B) 京都市 C) 参加者 65 名	(1) ホーチンミン市内外の枯葉剤障害者 (2) 約 30 万人	1000
① 自然環境及び生活環境整備事業並びに文化、芸術、教育やスポーツ振興事業	ベトナム・ホーチンミン市におけるごみ処理問題の適切な解決のためにベトナム代表団の参加の下、京都市ゴミ焼却場などを見学し理解を深めた。	(A) 平成 29 年 3 月 (B) 京都市 (C) 12 名	(D) ベトナム・ホーチンミン市内外の市民 (E) 約 800 万人	150
① 自然環境及び生活環境整備事業並びに文化、芸術、教育やスポーツ振興事業	日中関係の困難を長期的に打開するために民間レベルで行なえることとして、日中の著名な学者が相互に訪問し講演会・シンポジウムを開催する。お互い	(A) 平成 28 年 9 - 11 月 (B) 東京、上海 (C) 4	何回か会合は持ったがシンポジウムについては日程が合	100

	の良書の普及事業を試みた。		わず実行できなかった。出版について合意し29年秋に出版する予定。	
--	---------------	--	----------------------------------	--

2) その他の事業

A. 委託事業として各国の経済事情調査などを行ってきた。

B、平成27年度、冬の寒いウランバートルにおいて、建物の外に出なくても温かい飲み物が飲めるように自動販売機を使った飲料水販売事業の立ち上げに協力したが軌道に乗ったので28年度は、その事業の拡大に協力した。

C、医療技術が低いモンゴルの人が安全確実な人間ドック事業を受けられるようにモンゴルウランバートルのアマラ診療所に協力し日本・京都の武田病院と受け入れの契約を交わしモンゴルにおいて募集を図った。28年において3回の公募を行った。応募者はあったものの日本とモンゴルの物価の違いから最低挙行人数には至らず実行は取りやめた。

C、日中関係の困難を長期的に打開するために民間レベルで行なえることとして、日中の著名な学者が相互に訪問し講演会・シンポジウムを開催する。お互いの良書の普及事業を試みた。日本から中国へ出向いて講演会・シンポジウムを開催する件については日程などの都合で実施できなかったが、出版についてはめどが立ち29年秋に出版する予定である。

(備考)

1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。